

〇〇市市民参画条例（第二次案）

第一章 この条例の基本

第一条（目的） この条例は、市と市民がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力することを通じ、市民参画のまちづくりを実現することを目的とする。

第二条（定義） この条例において市民参画とは、市民が、市の行う政策・施策等の決定、実行、評価の各段階に、積極的・主体的に関わることをいう。

2 この条例において市民とは、〇〇市内に生活の本拠を有するすべての人をいう。

3 この条例において審議会等とは、法律・条例・要綱に基づいて設置されるもののほか、市の行う事務のうち、一定の事項について調査・審議を行うすべての合議制の諮問機関をいう。

第三条（基本理念） 市民参画のまちづくりは、市民一人ひとりの個性と主体性が尊重され、心豊かで活力に満ちた住みよいまちの実現を図ることを基本理念とする。

第四条（市民の責務） 市民は、「自らできることはまず自らが行う」という自治の理念に則り、互いに連携しながら継続的な参画に努めなければならない。

第五条（市の責務） 市は、市民に対し、市の行政活動に関して、可能な限りあらゆる情報の提供を行わなければならない。

2 市は、市民参画の際に、すべての市民が、人種・性別・国籍・年齢・社会的な地位等により差別的な取り扱いを受けることがないように努めなければならない。

3 市は、行政活動の中で市民参画を妨げるような制度・手続きをなくすよう努めなければならない。

4 市は、市民の声を市政に反映させるための手法を絶えず研究し、できるだけ多くの市民の参画を得ることに努めなければならない。

第二章 市民参画推進のための組織

第六条（目的および設置） 〇〇市における市民参画を進めるため、市民参画課を置く。

第七条（市民参画課の業務）

一 〇〇市における市民参画基本計画の策定・進行管理および関係機関等の総合調整

二 市民参画推進に関する資料・情報の提供

三 市民参画評価委員会に関する事務

四 その他市民参画施策の推進に関する事項

第八条（市民参画評価委員会） 〇〇市における市民参画の評価を行うため、市長の付属機関として、市民参画評価委員会を置く。

第九条（市民参画評価委員会の業務）

一 〇〇市の市民参画施策の評価

二 市民参画に関する相談及び苦情の処理

第十条（市民参画の評価） 市民参画評価委員会は、〇〇市の市民参画施策に関する評価を行い、年に一度以上、市長に対してその結果を報告するとともに、広く市民に公表しなければならない。

第十一条（勧告） 市民参画評価委員会は、前項の評価の結果、改善すべき点があると判断したときは、市長に対して勧告するとともに、広く市民に公表しなければならない。

2 市長は前項による勧告を受けたときは、その勧告に基づいて行った措置について、市民参画評価委員会に報告するとともに、広く市民に公表しなければならない。

第十二条（市民参画評価委員会の委員） 市民参画評価委員会は、委員十五人で組織し、市長が任命する。

2 委員の任期は三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができない。

4 委員は公募で選任する。

第十三条（専門委員） 市民参画評価委員会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市民参画に関して学識又は経験を持つ者のうちから、市民参画評価委員会の推薦に基づいて、市長が任命する。

第三章 審議会等ガイドライン

第十四条（審議会等ガイドライン） 市長は、審議会等に市民の意見が十分反映され適切に運営されるように、審議会等の設置運営に関するガイドライン（以下、審議会等ガイドラインと

いう)を定めなければならない。

- 2 市長は、審議会等ガイドラインを定める場合には、あらかじめ市民参画評価委員会に諮問しその意見を聴かなければならない。
- 3 審議会等ガイドラインには、少なくとも次の事項を定めなければならない。
 - 一 審議会等の開催に関する市民への事前公開の期間・方法
 - 二 審議会等の委員の選任方法
 - 三 審議会等の審議案件に関する市民意見の聴取方法
 - 四 審議会等の議事の運営方法

第十五条(ガイドラインの尊重) 市長は、審議会等を設置運営する場合には、法律及び条例に定められた事項を除き、可能な限り審議会等ガイドラインを尊重しなければならない。

- 2 市長は、やむを得ず審議会等ガイドラインに定められた以外の方法で審議会を設置運営する場合は、あらかじめ市民参画評価委員会に諮問しその意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、あらかじめ審議会等ガイドラインに定められた市民への事前公開の期間のあいだ、この審議会の委員の選任方法、市民意見の聴取方法、議事の運営方法等について、市民に公表した後でなければ、審議会等を設置することはできない。

第十六条 市の審議会等の会議は、これを公開する。

- 2 市長は、会議終了後、速やかに議事録を作成し、これを広く公表しなければならない。
- 3 個人のプライバシーに対する配慮など公開しないことについて合理的理由がある場合は、前項の規定にもかかわらず、あらかじめ市民参画評価委員会に諮問しその意見を聴いた上で、会議及び議事録を公開しないことができる。

第四章 市民参画の手続き

第十七条(市民投票) 市は、まちづくりの重要な事項に関する決定に市民の直接参加を保证するため、条例の定めるところにより、市民投票制度を導入しなければならない。

第十八条(行政評価システムの構築) 市は、市の行う政策・施策の決定、執行、評価の各段階に市民が参画する権利を保证するために、条例の定めるところにより、市民自らが評価に携わることのできる行政評価制度を導入しなければならない。

第十九条(地域におけるまちづくりの組織) 市は、市内の各地区の住民が、自分の住む地区のまちづくりに参画するための組織を設置し、その活動を支援しなければならない。

- 2 市は、都市計画や総合計画など市全体のまちづくりに関する計画を定める場合には、前項により各地区のまちづくりの組織が定めた個々の地域計画との整合性に留意しなければならない。

第五章 市民参画を進めるためのその他の施策

第二十条(非営利活動の推進) 市は、市民の社会貢献活動を通じての社会参画を推進するために、条例に定めるところにより、非営利公益市民活動団体の活動を支援しなければならない。

第二十一条(男女共同参画の推進) 市は、性差による差別的な取り扱いのない市民参画を保证するために、条例に定めるところにより、男女共同参画社会の実現に向けての諸施策を推進しなければならない。

第二十二条(外国人市民が市政に参画する権利) 市は、国籍等による差別的な取り扱いのない市民参画を保证するために、外国人市民の市政参画に向けての諸施策を推進しなければならない。

第二十三条(未成年・子どもの子どもの社会活動への参画の推進) 市は、満20歳未満の青少年や子どもがそれぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を保证するために、条例に定めるところにより、子どもの社会活動への参画を推進する諸施策を推進しなければならない。

第二十四条(障害者や要介護者の市民参画の推進) 市は、障害者や介護を必要とする人の市民参画を保证するために、これらの市民が可能な限り健常者と平等な立場で社会活動を行えるための諸施策を推進しなければならない。

第六章 その他

第二十五条(尊重、遵守義務) 市は、他の条例、規則その他の規程を設けたり、実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

- 2 市のすべての職員は、この条例を尊重し、遵守しなければならない。